



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 2月26日火曜日 第2448号

### ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	( 税務課 )	.....87
指定障害児通所支援事業者の指定.....	( 障害福祉課 )	.....87
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	( 都市計画課 )	.....87
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更.....	( 建築住宅課 )	.....87
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	( 中予地方局環境保全課 )	.....87
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	( " )	.....89
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧(2件).....	( 中予地方局農村整備第一課 )	.....91
道路の区域変更(県道宇和島下波津島線).....	( 南予地方局管理課 )	.....92

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	( 県民活動推進課 )	.....92
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	( " )	.....92

### 告 示

#### ○愛媛県告示第158号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。  
平成25年 2月26日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
重松石油株式会社 代表取締役 重松英城	今治市喜田村6丁目3番40号	平成25年 2月5日

#### ○愛媛県告示第159号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
平成25年 2月26日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3853900037	NPO法人ひだまり工房	北宇和郡鬼北町近永1027番地	高木真弓	放課後等デイサービス	こどものおうちパーティ	北宇和郡鬼北町近永790番地	平成25年 1月22日

#### ○愛媛県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成25年 2月26日

愛媛県知事 中村時広

4月分の家賃から適用する。  
平成25年 2月26日

愛媛県知事 中村時広

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数 値	備 考
宇和島市別当三丁目	宮の下	57	耐火	0.7950	第2号棟に限る。

#### ○愛媛県告示第161号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成25年

#### ○愛媛県告示第162号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。  
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び

松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 2月26日

愛媛県中予保健所長

竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
 サンタ株式会社  
 伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地 1  
 代表取締役 橋田好弘
- 工場の名称及び所在地  
 サンタ株式会社  
 伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地 1
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり4,000リットル使用	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り(10月~2月は少ない)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 970
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 80 最大 96	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後15日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	物理化学処理及び生物処理
処理施設の型式	凝集浮上活性汚泥方式

処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	調整槽及び中継槽 縦 5.9メートル 横 44.4メートル 高さ 12.25メートル 電気浮上槽 縦 8.4メートル 横 13.0メートル 高さ 4.5メートル 接触酸化槽 縦 7.0メートル 横 6.5メートル 高さ 7.0メートル 膜分離活性汚泥槽 縦 13.2メートル 横 18.6メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集浮上+接触酸化+膜分離活性汚泥		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	有り(10月~2月は少ない)		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 900	通常 15 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 15	通常 1.0 最大 1.5
	通常 605 最大 702	通常 605 最大 702	通常 605 最大 702

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口(冷却水及び雨水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.5

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20 最大 30

(2) 第2排水口(排水処理水及び合併浄化槽排水)

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 20
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 620 最大 720	

備考 この他に、雨水排水口が19箇所ある。

○愛媛県告示第163号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 2月26日

愛媛県中予保健所長  
竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
サンタ株式会社  
伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地 1  
代表取締役 橋田好弘
- 工場の名称及び所在地  
サンタ株式会社  
伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地 1
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第2号口
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の量及び排水口の位置の変更
- 特定施設に関する事項

(1) バイターライン洗浄装置(M12A)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		次亜塩素酸水溶液 : 2.0立方メートル	次亜塩素酸水溶液 : 4.8立方メートル
特定施設の1日当たりの使用時間		10時間	24時間
季節的変動		有り (9月~4月は少ない)	有り (10月~2月は少ない)
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019	通常 650 最大 970
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2	通常 6.5 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 36 最大 40	通常 80 最大 96

(2) バイターライン洗浄装置(M12B)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		次亜塩素酸水溶液 : 2.0立方メートル	次亜塩素酸水溶液 : 4.8立方メートル
特定施設の1日当たりの使用時間		10時間	24時間
季節的変動		有り (9月~4月は少ない)	有り (10月~2月は少ない)
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019	通常 650 最大 970
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2	通常 6.5 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 36 最大 40	通常 80 最大 96

(3) バイターライン洗浄装置(M12C)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		次亜塩素酸水溶液 : 3.2立方メートル	次亜塩素酸水溶液 : 4.8立方メートル

特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	24時間	
季節的変動	有り (9月～4月は少ない)	有り (10月～2月は少ない)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019	通常 650 最大 970
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2	通常 6.5 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 52 最大 64	通常 80 最大 96	

(4) バイターライン洗浄装置 (M12D)

	変更前	変更後	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	次亜塩素酸水溶液 : 3.2立方メートル	次亜塩素酸水溶液 : 4.8立方メートル	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	24時間	
季節的変動	有り (9月～4月は少ない)	有り (10月～2月は少ない)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019	通常 650 最大 970
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2	通常 6.5 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 52 最大 64	通常 80 最大 96	

(5) CIP洗浄装置 (CIP-4-4)

	変更前	変更後
特定施設の主要寸法	フューガル式ポンプ: 2基 温水タンク: 2,000リットル1基 アルカリタンク: 1,500リットル1基 酸タンク: 1,500リットル1基 熱水タンク: 2,000リットル1基	フューガル式ポンプ: 3基 温水タンク: 3,000リットル1基 アルカリタンク: 4,000リットル1基 酸タンク: 2,000リットル1基 熱水タンク: 4,000リットル1基 清水タンク: 2,000リットル1基

特定施設の能力	1時間当たり 20,000リットル	1時間当たり 30,000リットル	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	硝酸水溶液: 7.083立方メートル 苛性ソーダ水溶液: 7.083立方メートル	硝酸水溶液: 8.0立方メートル 苛性ソーダ水溶液: 8.0立方メートル	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	24時間	
季節的変動	有り (9月～4月は少ない)	有り (10月～2月は少ない)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019	通常 650 最大 970
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2	通常 6.5 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 40 最大 64	通常 67 最大 72	

(6) CIP洗浄装置 (CIP-4-5)

	変更前	変更後	
特定施設の主要寸法	フューガル式ポンプ: 3基 温水タンク: 3,000リットル1基 アルカリタンク: 2,000リットル1基 酸タンク: 2,000リットル1基 熱水タンク: 3,000リットル1基	フューガル式ポンプ: 5基 温水タンク: 3,000リットル1基 アルカリタンク: 4,000リットル1基 酸タンク: 4,000リットル1基 清水タンク: 3,000リットル1基	
特定施設の能力	1時間当たり 30,000リットル	1時間当たり 50,000リットル	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	次亜塩素酸水溶液: 8.853立方メートル 苛性ソーダ水溶液: 8.853立方メートル	次亜塩素酸水溶液: 9.96立方メートル 苛性ソーダ水溶液: 9.96立方メートル	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	24時間	
季節的変動	有り (9月～4月は少ない)	有り (10月～2月は少ない)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019	通常 650 最大 970
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205	通常 110 最大 210
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21	通常 32 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2	通常 6.5 最大 16

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 50 最大 80	通常 83 最大 90
----------------------------	----------------	----------------

6 汚水等の処理施設に関する事項

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の能力		1日当たり470立方メートル処理		1日当たり800立方メートル処理	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 900	通常 19.1 最大 24	通常 600 最大 900	通常 15 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200	通常 20 最大 39	通常 100 最大 200	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 1.8 最大 2	通常 30 最大 50	通常 10 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5	通常 0.5 最大 1	通常 6 最大 15	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 365.6 最大 470	通常 365.6 最大 470	通常 605 最大 702	通常 605 最大 702

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 18 最大 24	通常 2 最大 3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 39	通常 2 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.9 最大 3.1	通常 2.0 最大 2.5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 400 最大 518	通常 20 最大 30

備考 既設雨水排水口を冷却水排水口に変更

(2) 第2排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	-	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	-	通常 15 最大 20
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	-	通常 10 最大 15
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	-	通常 10 最大 15
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	-	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 620 最大 720

備考 この他に、雨水排水口が19箇所ある。

○愛媛県告示第164号

東温市保和土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 2月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市保和土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 東温市保和土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 2月27日から 3月27日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第165号

東温市下林上土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 2月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市下林上土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 東温市下林上土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 2月27日から 3月27日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 2月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字柳ヶ砂乙1335番33から 同字乙1335番34まで	旧	メートル 5.4～9.3	キロメートル 0.035	
			新	6.7～16.8	0.035	
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字柳ヶ砂乙1335番47	旧	4.4～4.8	0.037	
			新	9.3～13.0	0.037	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 2月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 2月14日	特定非営利活動法人えひめエコリーグ	小 松 洋	松山市空港通5丁目7番2号	この法人は、不特定多数の団体及び個人を対象とする環境保全活動としての地域完結型の古紙リサイクル活動を通じて、相互の交流を図るとともに、地球における環境保全問題の中から、各団体及び個人の共通課題を設け、その調査研究、環境啓発などの諸活動を通じて住みよいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 2月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 2月 5日	特定非営利活動法人和道	江 島 宏 明	松山市居相三丁目14番18号	この法人は、介護事業の領域を超えたケアマネジメントの実現のため、各分野の専門家でつくる情報ネットワークを活用し、福祉・法務・財務などのトータルサポート体制の推進等に関する事業を行い、高齢者の生活全般の支援に寄与することを目的とする。